四ツ在来の會議は失敗したれども出来るだけ近き将来に於て再び日本の東西の會議が開催されて以て政治上並に経済上東西の福利に貢献せんことを期待する

我等労働運動の中堅としての我等の使命と責任とは我等の著しく自覚すべきであるが更に我等の陣容を充実して理想への義務を進めて行くためには運動の戦術上程に考慮を要すべきものゝ存することは明である例へば従合法の組織を通して協力に依つて漸次産業別に向けて行く事、組合の方針が唯だに狭かなる当面の組合利害のみならず進んで全労働階級に寄与の利害を有する社会的経済的政治的問題に就き考慮すること空漠たる形式的論議を避けて実質的効果のある現実政策に心を用ひべき事等之である我等は之等の諸要素を充分に考慮する事に依つて総合今後の発達に甚大なる貢献をなすべきを確信する

全世界の労働者諸君並に全日本の労働者諸君我等は出来得る限り広く且つ深く諸君と提携協力して進むべき事を切望する我等は諸君の最も忠実なる我友として事に死んでプロレタリア解放のために犠牲的奮闘に従ふものであることを茲に誓言する

主張

一、八時間労働及一週四十八時間制度の実施
但し鉱山労働者は坑口交代六時間制
二、最低賃金の設定
三、夜業廃止
四、治安警察法撤廃
五、労農ロシア承認
六、メーデーには全国的休業
七、経済的行動の全国的協力

日本労働総同盟会則

第一章 名称

第一条 本同盟ハ日本労働総同盟ト称シ本同盟ガ其所属団体ナルコトヲ承認セル日本全国ニ於ケル各種職業別並ニ産業別組合ヲ以テ組織シ事務所ヲ東京ニ置ク 但シ当分ノ間地方的労働団体ノ加盟ヲ承認スルコトヲ得

第二章 目的

第二条 本同盟ハ本会ノ綱領ニ基キ宣言ノ主旨並ニ主張ノ条項ヲ貫徹スルヲ以テ目的トス

第三条 本同盟ハ前条ノ目的ヲ遂セシガ為メ本部ニ左ノ各部ヲ置キ必要ナル各種事業ヲ行フ

庶務部 会計部 教育部 職業紹介部
調査部 出版部 国際部 宣伝部 法律部

各種事業ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第五章 大会

第四条 本同盟ノ重要事項ヲ議スル為メ会長ハ毎年一回前年大会ノ選定セル場所ニ於テ大会ヲ召集スヘシ 但中央委員会ノ同意ヲ得タルトキハ大会ノ場所ハ之ヲ変更スルコトヲ得

第五条 大会ハ本則第九条ノ定ムル所ニ依リ本同盟加入ノ各団体ヨリ選出セラレタル代議員ヲ以テ組織ス但シ各職業別及産業別団体ノ代表者及本部役員ハ選挙ヲ要セスシテ当然代議員タルノ資格ヲ有スルモノトス

第六条 大会ノ議長ハ会長之ニ任シ大会中各種会合ノ司会者タルモノトス

第七条 会長ハ大会ノ開催ト共ニ直ニ若干ノ大会委員ヲ任命シ左ノ各部ニ割当ツヘシ

(イ)代議員資格審査委員 (ロ)会計審査委員 (ハ)予算委員
(ニ)規約委員 (ホ)建議案委員 其他

第八条 大会ノ議事ハ出席代議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決スル所ニ依ル若シ前項ノ決議方法ニ対シ出席代議員五分ノ一以上異議アルトキハ各代議員ハ其ノ代表スル加盟団体員一名ニ付一票ノ割合ヲ以テ投